

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日
の翌日)

目次

- ◇ 告 示
 - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 - 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
 - 土地改良事業計画の適否の決定(二件)

告 示

鳥取県告示第八百七十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
吉田 薬局	米子市西三柳四四八五の七	昭和四十八年十月十五日
樋口医院 明治分院	鳥取市松上一三七の五	"
森下医院 神戸分院	鳥取市中砂見三七〇の一	"
中曾歯科医院分院	西伯郡西伯町法勝寺三三二	"
木村歯科医院 茶屋出張診療所	日野郡日南町茶屋 二二九四の一	"

鳥取県告示第八百七十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
樋口医院 明治分院	鳥取市松上一三七の五	昭和四十八年十月十五日

森下医院 神戸分院	鳥取市中砂見 三七〇の一	"	"
中曾歯科医院分院	西伯郡西伯町法勝寺 三二二	"	"
木村歯科医院 茶屋出張診療所	日野郡日南町茶屋 二二九四の一	"	"

鳥取県告示第八百七十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国業第二七九号	吉 田 孟 弘	昭和四十八年十月十五日

鳥取県告示第八百七十七号

昭和四十八年十月九日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（金山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十八年十一月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
西伯町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十八号

昭和四十八年十月二十五日付で東郷町長から申請のあつた土地改良（田畑地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十八年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。